

## 介護老人福祉施設 船橋あさひ苑 重要事項説明書

当施設は、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。まだ要介護認定を受けていない方でも入所は可能です。

### 1. 施設経営法人

- (1) 法人名                                    社会福祉法人 治生会
- (2) 法人所在地                            千葉県船橋市旭町4丁目9番1号
- (3) 電話番号                                047-430-7781
- (4) 代表者氏名                            理事長 仲村 宏
- (5) 設立年月                                平成8年8月28日

### 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類                            指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の名称                            特別養護老人ホーム 船橋あさひ苑
- (3) 施設の所在地                        千葉県船橋市旭町4丁目9番1号
- (4) 電話番号                                047-430-7781
- (5) 施設長氏名                            仲村 宏
- (6) 当施設の運営方針

入所者を取り巻く生活空間・時間の流れに注目した生活・安全で生きがいのある環境作りに努める。個性を尊重し、個人の健康保持・増進、入所者及び家族に対して個別的な援助を行うと共に、地域に開かれた運営を心掛け、地域に根ざした親しまれる苑づくりを行う。

- (7) 開設年月                                平成10年4月1日
- (8) 入所定員                                95人

### 3. 居室の概要

#### (1) 居室等の概要

定 員		95名(他・短期入所20床)	静 養 室	1室 1床
居 (多 床 室 室)	4人部屋	8室(1室 44.10㎡)	医 務 室	1室
	2人部屋	28室(1室 22.20㎡)	食 堂	3室
	個 室	7室(1室 13.44㎡)	機能回復訓練室	1室
浴 室		一般浴槽・リフト浴槽・特殊浴槽(ストレッチャー使用)		

※ 上記は厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

※ 居室の変更について、基本的に利用者の状態等を考慮して事業者にて決定いたします。

## (2) 利用にあたって別途利用料金をご負担いただく居住費

多床室 日額 915 円 (介護保険負担限度額認定ありの場合：430 円)

※上記は介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は利用者に別途利用料金をご負担いただきます。

## 4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	従業員数
管理者	1名
介護職員	常勤換算法で看護職員と合わせて32名以上
生活相談員	常勤1名以上
看護職員	常勤換算法で3名以上
管理栄養士	1名
医師	入所者に対し健康管理および療養上の指導を行うために必要な員数
介護支援専門員	1名以上
機能訓練指導員	1名以上

※ 随時、雇用状況に変化あり。

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

1. 利用料金が介護保険から給付される場合。 2. 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合。
--

が、あります。

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス (契約書第5条 参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

①居室の提供

②食事

- ・ 当施設では栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ 利用者の自立支援のため、離床して食堂等にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 食事時間

○朝食 午前8:00～ ○昼食 午後12:30～ ○夕食 午後6:00～

### ③入浴

- ・ 週2回の入浴となります。但し状態に応じ、清拭または中止することがあります。

### ④介護

- ・ チーム担当制にて、施設サービス計画に沿って下記の介護を行います。
- ・ 排泄介助、入浴介助、食事介助、移動介助、体位交換、着替え・整容、日常の健康チェック、心理面のケア、その他 自立への支援。

### ⑤機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を行います。

### ⑥健康管理

- ・ 医師や看護師が健康管理を行います。
- ・ 当苑では年2回の健康診断を行います。また、以下の曜日には希望により往診を受けることができます。
  - 月曜（午前） …板倉病院（当施設協力病院）家永先生
  - 月曜（午前） …デンタルサポート【歯科】
  - 金曜（午前） …デンタルサポート【口腔衛生・歯科衛生】
  - 金曜（午後） …くまがい眼科 熊谷先生【眼科】
  - 隔週金曜（午前） …駒沢メンタルクリニック 李先生【精神科】（曜日・時間については各医師の都合により、随時変更する場合があります。）

### ⑦生活相談

- ・ 午前9：00～午後6：00 生活相談員が対応します。

### ⑧各種手続き代行（P.14 (2) ⑥参照）

- ・ 介護保険関係等、希望された場合に手続きの代行を行うことができます。但し、手続きの内容によっては代行できないものもあります。書類等を家族等へ転送する場合の費用、その他手続きにかかる諸費用は、いずれも自己負担となります。

### ⑨日常費用支払代行・所持品の保管（P.14 (2) ⑥参照）

- ・ 利用者個人にかかった費用等（嗜好品の購入等）支払いの代行について、事務員及び生活相談員にて行います。
- ・ 利用者の入所中に必要とされる購入品がある場合は、随時ご相談させていただきます。衣類等、必要に応じてご家族での補充・入れ替えをお願いします。必要物品等の購入について、施設での代行に関してはご相談下さい。
- ・ 利用者の所持品等が破損・著しい汚損をした場合等は、ご相談の上で処分します。
- ・ 所持品の保管については、原則、利用者の居室内に収まる程度とします。

⑩貴重品の管理 (P.14 (2) ⑥参照)

利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は以下の通りです。

[貴重品]

- ・ 各種健康保険証、老人医療受給者証、介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者手帳等は生活相談員にてお預かりします。

[金銭等]

- ・ 年金証書（一部の方に限る。その他の方は写し等をお預かりします。）
- ・ 保管管理者は施設長です。
- ・ 利用料以外の費用については、毎月金銭出納帳を作成し利用者に交付します。

<サービス利用料金（月額）>（契約書第7条 参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担金）と食費・居住費の合計をお支払い下さい。

・ 1ヶ月（30日として計算）の施設利用料（料金は利用者の要介護度に応じて異なります。）

（上段：1割 中段：2割 下段：3割）

1・入所者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 186,241円	要介護2 208,375円	要介護3 231,458円	要介護4 253,592円	要介護5 275,410円
2・うち、介護保険から給付される額	167,616円 148,992円 130,368円	187,537円 166,700円 145,862円	208,312円 185,166円 162,020円	228,232円 202,873円 177,514円	247,869円 220,328円 192,787円
3・サービス利用に係る自己負担額(1-2)	18,625円 37,249円 55,873円	20,838円 41,675円 62,513円	23,146円 46,292円 69,438円	25,360円 50,719円 76,078円	27,541円 55,082円 82,623円
4・居室に係る自己負担額（多床室日額915円×30日）	27,450円（居住費） ※利用者負担第4段階の場合				
5・食事に係る自己負担額（日額2,200円×30日）	66,000円（食費） ※利用者負担第4段階の場合				
6・自己負担合計(3+4+5)	112,075円 130,699円 149,323円	114,288円 135,125円 155,963円	116,596円 139,742円 162,888円	118,810円 144,169円 169,528円	120,991円 148,532円 176,073円

※自己負担合計額にはおやつ費は含まれていません

<上表料金に加算される金額：その他介護サービス加算の内訳>

※（1割・2割・3割）

○ 初期加算 日額（31円・63円・94円）

入所後30日間や1ヶ月以上の入院後30日間に適用。

○ 安全対策体制加算 入所時に1回限り（21円・42円・63円）※全ての入所者対象

○ 精神科医療指導加算 日額（5円・10円・15円）※全ての入所者対象

○ 日常生活継続支援加算 日額（37円・75円・113円）※全ての入所者対象

a.算定月の6ヶ月又は12ヶ月前の新規入所者のうち、要介護4～5の割合が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が65%以上であること。

b.介護福祉士を16名以上配置していること。

※ a.とb.の条件をそれぞれ満たしていることが必要。

- サービス提供体制強化加算 日額 (23円・46円・69円)・(18円・37円・56円)  
(6円・12円・18円) ※全ての入所者対象

介護職員の配置内容(介護福祉士数・常勤職員数・勤続年数等から勘案)

※日常生活継続支援加算とサービス提供体制強化加算は同時に算定致しません。

- 再入所時栄養連携加算 1回につき (421円・843円・1264円) ※該当者のみ  
入所者が医療機関に入院し、入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった際、  
当苑の管理栄養士が再入所後の栄養管理につき医療機関の管理栄養士と相談の上、  
栄養ケア計画の原案を作成し、再入所した場合に、1回に限り算定
- 療養食加算 1食につき (6円・12円・18円) ※該当者のみ1日につき3回を限度  
医師の指示の下、管理栄養士又は栄養士により管理する糖尿病食・腎臓病食・貧血食等、  
特別な場合の検査食を提供したときに加算。
- 夜勤職員配置加算 日額 (13円・27円・41円) ※全ての入所者対象  
夜勤時間帯に介護・看護職員を基準数以上配置しているときに加算。
- 看護体制加算Ⅰ 日額 (4円・8円・12円) ※全ての入所者対象  
常勤看護師を1名以上配置。
- 看護体制加算Ⅱ 日額 (8円・16円・25円) ※全ての入所者対象  
看護職員を常勤4名以上配置しており、当施設の看護職員により協力病院と24時間  
の連絡体制を確保していること。
- 褥瘡マネジメント加算 1月に付き (3円・6円・9円) ※3ヶ月に1回を限度に算定  
褥瘡発生に係るリスクについて、少なくとも3月に1回評価を行う。評価の結果、褥  
瘡に係るリスクがある入所者に対する褥瘡ケア計画を作成する。計画に基づき入所者ご  
とに褥瘡管理を実施すること。
- 看取り介護加算 ※ 加算該当時にご説明いたします。  
医師が医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した方に対し、入所者または家  
族の同意を得て、看取り介護の指針に基づく看取り介護計画を作成し、看取り介護を受  
けた場合、当施設または居宅で死亡した場合に加算します。なお同様の状況で、入所者  
が他の介護保険施設または医療機関で死亡した場合も加算します。
- 福祉施設外泊時費用 日額 260円 (2割：519円 3割：778円)  
※ 入院や外泊時等、最大12日  
※ 介護職員処遇改善加算 14.0% ※その月ごとに算定  
介護職員の賃金の改善等を実施していることで算定いたします。  
介護報酬算定における要介護別の単位数と諸加算単位数を合計した月の総合単位数に  
対してそれぞれに乗じた単位数の1割・2割・3割負担を入所者側に求めるものです。  
※利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額(各表1.)を一  
旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額(各表3.)を除く金額が介護保  
険から払い戻されます(償還払い)。  
償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した  
「サービス提供証明書」を交付いたします。

※居室と食事に係る費用について、「介護保険負担限度額認定」を受けている場合には、

介護保険負担限度額認定証に記載している負担限度額を適用します。

※介護保険自己負担額3割負担の利用者については別紙の通りとします。

<参考>

特定入所者介護サービス費 負担限度額について（単位：円/日）

①利用者負担第1段階（市民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者・生活保護受給者）

	居住費	食費
多床室	0	300

②利用者負担第2段階（市民税世帯非課税で合計所得+課税年金収入80万円/年以下の人）

	居住費	食費
多床室	430	390

③利用者負担第3段階（市民税世帯非課税で、利用者負担第2段階該当者以外の方）

※第3段階① [年金収入等80万円超120万円以下]

	居住費	食費
多床室	430	650

※第3段階② [年金収入等120万円超]

	居住費	食費
多床室	430	1,360

④利用者負担第4段階（上記①～③以外の方、①～③該当でも単身で1,000万円以上、  
配偶者と合わせて2,000万円以上の預貯金等がある方）

	居住費	食費
多床室	915	2,200

## （2）（1）以外のサービス（契約書第6条、第7条 参照）

以下のサービスは利用料金の全額が利用者の負担になります。

① 居住費・食費以外の実費

おやつ費：1日190円 あり・なし

② 特別な食事（酒を含みます）

当施設では、通常のメニューの他に寿司の日など、特別食をご用意いたします。

利用料金（寿司）：通常の食費に別途400円加算いたします。

③ 理髪（月に1回、理髪サービスをご利用いただけます。）

利用料金：1,800円～（事業者規定による実費）

④ レクリエーション

・ 当施設では、1年を通じて季節の行事や外出・外食等、利用者の楽しむことのできる内容を提供します。

※行事・外出等で別途参加費用（自己負担）がかかるものがあります。

⑤ 複写物の交付（契約書第4条第3項 参照）

・ 利用者はサービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。利用料金：1枚につき10円～

⑥ 入所者事務ご負担金 月額 3,000 円

(下記サービスをご希望の上、委任状提出をいただいた利用者対象)

医療費支払い、自治体等への諸手続き代行等、買物代行サービスにおける、当施設事務専任担当による管理をいたします。

(利用者在籍期間中は、月内途中入所、入院期間中でも月額 3,000 円 受領いたします)

⑦ 施設内で利用者の死後処置・ケアを行った場合にかかる費用 1回 7,500 円

⑧ 夜間・休日における往診利用の登録費用 月額 2,000 円 あり・なし

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第7条 参照)

前記(1)の料金・費用は1ヵ月ごとに計算し、請求しますので、翌月20日までに(口座引き落としの方法で)支払うものとします。(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

(4) 利用者が病院等に入院された場合について (契約書第20条 参照)

・利用者が1ヵ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び入所することができます。但し入院期間中であっても所定の利用料金(自己負担分 日額 260 円【2割:519円 3割778円】)をご負担いただきます。

・利用者が病院又は診療所に入院した場合、3ヵ月以内に退院すれば、原則として退院後も再び入所できるものとします。但し、入院期間中であっても居住費(日額 915 円、介護保険負担限度額認定ありの場合は430円)をご負担いただきます。

・3ヵ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

注) 上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から算定される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、利用者が利用しているベッドを、事業者が入院中に短期入所生活介護で活用することに同意いただく場合は、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

6. 苦情の受付について (契約書第22条 参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・苦情受付窓口(担当者): 生活相談員 佐藤 真哉
- ・受付時間 毎週月曜から土曜 午前9:00~午後6:00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

船橋市 指導監査課	電話 047-404-2712
船橋市 介護保険課	電話 047-436-2302
千葉県国民健康保険 団体連合会	電話 043-254-7428 (苦情処理係)
千葉県消費者センター	電話 047-434-0999
千葉県運営適正化委員会	電話 043-246-0294

7. 第3者評価実施状況

- ・実施していない
- ・実施している 年 月 日 評価機関 ( )

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 船橋あさひ苑

説明者職名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者 住 所

---

氏名 印

---

身元引受人 住 所

---

氏名 印

---



## (2) 面会

面会時間： 全日 午前9：00から午後7：00まで

(これ以外の時間にご来苑の際は事前にご連絡下さい)

※ご注意 ・面会時の食品の差し入れについては、必ずその時に食べきれる量のみとさせていただきます。それ以外は面会された方でお持ち帰り願います。

居室への食品の置き忘れにはくれぐれもお気をつけ下さい。

・他の利用者へ食品を提供することはご遠慮下さい。

## (3) 外出・外泊

当日のご連絡でも対応いたします。できる限りご協力お願いします。

## (4) 飲酒・喫煙

飲酒は、基本的に行事や外出等での提供です。飲酒を希望されない方はあらかじめお申し出下さい。

喫煙は指定の場所でのみ喫煙できます。それ以外での喫煙はできません。

## (5) 施設外の受診

基本的に事業者で対応できますが、病状の説明を要する場合等、必要に応じて家族の呼出があります。

入院については、即、ご家族等で対応していただきます。

## (6) 施設・設備の使用上の注意

・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従ってご利用下さい。

・故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

・利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合には、事業者職員は利用者の居室に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。但し、その場合は利用者本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

・事業者の職員や他の利用者に対して、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。